

2022 年度第 1 回行政改革推進委員会会議録

日時 2022 年 8 月 3 日（水）

午後 2 時～ 4 時

場所 市役所新館 会議室 4

出席者

(委員) 茶谷会長、山下委員、稲垣委員、須藤委員、柴田委員

(本部) 市長、副市長、教育長、行政経営部長、市民生活部長、健康福祉部長、経済建設部長、議会事務局長、教育部長

(事務局)

企画政策課 企画政策課長、企画政策課長補佐兼政策推進担当係長、政策推進担当
情報システム課 情報システム担当係長

■市長挨拶

こんにちは。みなさま大変お忙しい中、本委員会に出席いただきありがとうございます。行政改革推進委員会は、それぞれの委員のみなさまの経験や市民としての意見をいただき、チェックを行う重要な会議です。

行政改革の推進について本市は、副市長となった約 10 年前には民間活用や組織の最適化を含め遅れていたが、消防組織の広域化や公共施設の適正配置や長寿命化など、委員のみなさまの意見をいただきながら、市全体の最適化に向けて動いている。現在では、他市と比較しても進んでいる状況となっており、今後は公共施設を事後保全ではなく、予防保全を行う形で、施設マネジメントを実施していく。また、市内に点在する施設を集約化・複合化し施設機能を組み合わせることで、より充実した施設となるような方針で進めていきたい。

小学校の統合により、旧唐竹小学校の跡施設を活用して今年度オープンした共生交流プラザ「カラット」についても、様々な機能を集約した複合施設となっており、想定以上の利用があり好評である。

民間活用については、必要に応じて民間事業者からの様々な提案を受け入れることができる組織づくりを行っていく。また、一部の施設では直営で実施するなど、民間活用、直営の両面から検討を行い、市民サービスの提供に関して責任を持てる状態での施設運営を行っていく。

今回、民間活用を中心に議論を行っていくが、用語などに横文字が多く非常に分かりづらくなっているため、分からない単語、用語があれば都度質問していただき、議論を深めていただきたい。

■議題 1 第 6 次行政改革後期推進プラン（案）について

事務局より、第 6 次行政改革後期推進プラン（案）について、資料に基づき説明した。

「第6次行政改革後期推進プラン（案）」は、承認された。

（以下、上記説明に関する質疑及び意見等）

○VFMとはなにか。

⇒Value for Money の略であり、従来方式に比べて、新たなPPP事業手法で実施することによって総事業費をどのくらい削減できるかを示す割合のこと。

○資料4-2について大規模な改修、長寿命化については計画的に実施していくことが示されているが、トイレの洋式化、多目的化などの喫緊の課題の対応についてはどのようにしているか。

⇒洋式化、多目的化については国の交付金等を活用しながら施設の改修等の時期に関わらず、全体的に前倒しで実施している。例外的に改修時期が近い福祉体育館については、大規模改修と同時に実施することを予定している。学校施設については、小学校はすでに完了しており、中学校についても来年度完了予定。

学校の空調設備については、残っている普通教室以外の教室についても設置を進めている。災害時に避難所として使用する学校体育館への空調設置の是非が話題となっているが、教育委員会との調整の上、災害時は必要に応じて校舎の普通教室などに避難者の受入れができる状態となっているため、体育館への整備は行わない方針としている。

○先日、カラットを利用したが、受付の対応が非常に良かった。前回の推進委員会の際に、豊明市の指定管理施設の窓口対応について、他市と比べて窓口対応の水準に統一性が無く、人により対応が大きく異なるという意見を申し上げたが、カラットについては、とても感じの良い受付で利用者も喜ぶのではないかと感じた。

○資料3-1の民間活用事業について、「期待できる効果」欄に記載してある効果について、実際に事業実施した場合の効果額などを数値化しているのか。

⇒案件によって具体的な効果額等は異なり、案件ごとにVFMの算定や、詳細な検討を行うため、それぞれの事業方式において一定の効果額の目安がある訳ではない。

⇒本市事例では、駐輪場の有料化における整備の際に当初PFIでの実施を検討していたが、直営と比べてもコストメリットが少ないことが分かり、自動車駐車場整備センターと協定を結び、民設民営での整備を行う方法に切り替えた。必ずしもPFIでの実施が効果的な訳ではないため、案件ごとにしっかりと事前に検討した上で、最適な事業方式を選択していく。

○資料4-2「公共施設中期整備プラン」は、小中学校の統廃合についても加味された計画なのか。

⇒豊明中、三崎小、図書館の一体整備など、公共施設適正配置計画のロードマップを加味しながら作成している。

⇒例えば、栄小学校と館小学校が将来統合するという可能性がある場合、長寿命化の際にその辺りも考慮して整備を行うのか。

⇒それぞれの学校の児童数の今後の推移を検討したところ、1学年1クラスになる想定地域はないという結論に至っているため、現状の8小学校を維持して運営する予定。ただし、現在のコロナ禍の中で、児童生徒一人1台タブレットを持った状態となっており、今後の学校施設の在り方については全く予想ができないため柔軟に対応していく必要がある。豊明小、三崎小、図書館の一体整備のように、建替えのタイミングで統合することで効果がある周辺の公共施設については、今後も統合の検討を行う。

○資料4-2「公共施設中期整備プラン」に記載の「施設全体評価」について、学校関連施設については、評価の低い施設について優先的に長寿命化を実施していく予定とのことだが、二村台小学校の評価が43点と低いにも関わらず10年間の計画に長寿命化等の記載がないのはなぜか。

⇒二村台小学校については、統合整備の際に改修を行ったが、その際は内装中心の整備程度の改修となっている。今後、外壁部分についても改修を行う予定のため、その改修実施後は、評価点数は改善する（高くなる）想定である。また、中期整備プランは絵にかいた餅にならないように、10年間の改修計画としており、その後も適切な時期に長寿命化は実施していく。

○資料5「民間提案制度」について窓口はどこになるのか。

⇒民間提案制度の窓口については今後、制度設計を行っていくため検討中だが、他市町事例でみると、行政改革や施設マネジメント担当課などが窓口となり、所管課につないでいくことが多く、本市の場合も企画政策課を窓口としていく想定である。

⇒提案を受けた具体的な検討も企画政策課も入って話を進めていくということか。

⇒そのような運用を想定している。

○DX化の範囲について、インフラ改修などは対象としていないのか。

⇒実証実験ではあるが、昨年度、市のデマンド交通「チョイソコとよあけ」にカメラ機器を設置して、画像と振動により道路の劣化状況を把握するという取組の実証実験を行ったが、実際にDXを有効活用するための業務手順の見直しまでには至らなかったため、正式導入は見送っている状況。

⇒水道管については、改修に膨大な費用が掛かり利用料金の負担増につながる可能性があるため、計画的に更新を行っていかなければならない。その中で、一部の自治体では、AIを活用して劣化状況を調査し、改修計画を策定している。豊明市の場

合、水道事業は5市町で構成する一部事務組合で実施しているが、安全性を含めた水道管の老朽化への対応について、AIの活用についても今後検討していく必要がある。

○資料1に記載のデジタル人材の育成・配置について、現状の職員をデジタル人材として育成するのか、または、新たに人材を採用するのか、どちらで考えているか。

⇒新たな人材の採用については、市の人材基本方針や定員適正化計画の見直し等が必要となってくるためすぐには実施することは難しいが、DXを改革として捉えるなら見直しを含めた検討を行っていく必要はある。ただ、一人の人材を継続的に任用するとなると、技術的な陳腐化も懸念されるため、任期付きなどで新たに人材を採用するのか、ある程度この分野に強い職員を育成していくのか、検討を行っていく。

○世の中のデジタル化の動きを受けて、行政以外の施設でも手書きの申請ができなくなったりすることがある。世代によってはデジタル化についていけずに取り残されてしまう可能性があることもDX推進においては留意していただきたい。

⇒昨年度のコロナワクチン接種の際に、パソコンやスマホで予約を行うとあっという間にできるが、実際には電話での予約が殺到した。その際は、高齢者などの予約が難しい方を対象に予約の支援を実施した。また、確定申告などでも電子化が進んでいるが、引き続き市で会場を設けて実施している。

様々な場面でデジタルについていくことが有利な状態になっている部分があるが、豊明市としては、できない人がいることを前提として運営を行っていく。

○豊明市のマイナンバーカードの普及率はどのくらいか。

⇒豊明市は43%程度で全国平均より若干下回っている。現在、カラットや市内のドン・キホーテなどで出張申請を行っており、マイナポイントなどのインセンティブが付く時期に申請いただけるよう積極的に案内をして交付率の向上を目指す。

⇒市役所に来なくても申請ができるということについては、より周知をお願いしたい。

○コンビニ交付における個人情報の保護について安全性は問題ないか。

⇒全く問題ないとは言切れることは難しいが、既に他自治体で多く実施していることや、交付率の向上に伴うニーズの高まりを踏まえ、来年の2月から実施する予定。

○行政改革やDXの推進の基となっている課題として生産年齢の減少があると思うが、それらの増加などについての施策は考えているか。

⇒日本全体として生産年齢人口は減少にあり、豊明市は5年ほど前から、愛知県でも2,3年程前から減少している。

寺池・間米南部の区画整理を、地権者が中心となった組合施行で実施しており、市として後押ししている。名古屋市の東部地域は人口が増えている状況なので、豊明市も区画整理で一定程度人口を増やしソフトランディングを目指していく。

○女性の働きやすい環境として、多世代で同居することが考えられるが、多世代で住むための物件が中々見つからないという意見をよく聞く。

○保育所の申込みなどについては、DXを活用して手続きがオンライン化される一方で、公立園と民営化した保育園で申請方法に差ができないようにして欲しい。

○カラットについて、夜間も空いており施設内に入ることができるため、薬物犯罪などの温床とならないか不安があり見回りをお願いした。

⇒施設に入っている各団体に見回りをお願いしている。また、夜間は施設内のフリースペースなどに立ち入りできないようにするなど制限を加えながら対応している。

○大規模商業施設の有無や、素敵なお店・公園やそこまでのアクセスが住む町として選ぶ理由としている話をよく聞くが豊明市で何か予定はあるか。

⇒大規模商業施設については、交通量の増加により渋滞を招くなどの懸念もあり、積極的ではない。

公園に関しては、三崎水辺公園のニーズが高いことが分かっているため、大規模な改修を予定している。また、今年度より民間事業者による包括的な指定管理を実施しており、土日含めた管理やイベントの数を増やすことで、より一層のサービス向上を目指していく。

○DXの推進における、システムのクラウド化について安全性の確保はされているのか。

⇒標準化におけるクラウドについては、国が定義した一定の要件を満たした上で調達する「ガバメントクラウド」を活用するため、安全性については問題ないという認識を持っている。

○DXの推進において、新たに参画できる市民などの協力など、地域を巻き込んでいくことは重要だと考える。市民がマンホールの写真を撮り、市がそれを活用して劣化状況をチェックするなどして職員が見回りをしなくてよくなったという事例がある。単なる市内部でのDXの推進ではなく、いかに市民を巻き込んでいくかが重要である。

○デジタル人材の活用については、単に市役所の中の業務に係る人材活用ではなく市民に開かれた形で人材を活用していくべきだと考える。例えば、窓口などで専門的な知

識を持った人材が、市民に簡易なデジタル活用の方法を教えてあげた上で、行政手続きの方法までアドバイスをするなど、市民を含めた形でDXの推進を行うことが望ましい。

○デジタル人材の活用を含め、様々な専門的な能力を持った人材の活用はとても重要だが、市役所の仕事は多岐に渡る。そのため、市民に対して様々なサービスの案内ができる広い知識を持った人材の育成も重要であるため、異動後の引継などをしっかりと行うことができる組織体制づくりをして欲しい。

以上

2022(令和4)年度 第1回行政改革推進委員会

次第

日時 2022年8月3日(水)
午後2時00分～4時00分
会場 新館1階 会議室4

挨拶

議題

1 第6次行政改革後期推進プラン(案)について

2 その他

豊明市行政改革推進委員会委員名簿

R4. 4. 1現在

所	属	氏	名	備	考
		茶	谷 淳 一	会長	
		山	下 徳 治	職務代理	
		須	藤 美 音		
		稲	垣 信 彦		
		柴	田 初 美		

任期：令和2年5月1日～令和5年4月30日

行政改革推進本部名簿

所	属	氏	名	備	考
市	長	小	浮 正 典	本部長	
副 市	長	土	屋 正 典		
教 育	長	伏	屋 一 幸		
行 政 経 営 部	長	小	串 真 美		
市 民 生 活 部	長	宇	佐 見 恭 裕		
健 康 福 祉 部	長	中	村 泰 正		
経 済 建 設 部	長	伊	藤 正 弘		
議 会 事 務 局	長	浅	井 俊 一		
教 育 部	長	藤	井 和 久		

第6次行政改革後期推進プラン(案)【2022(令和4)年度～2025(令和7)年度】 企画政策課



資料 1

行政改革推進プランは、第6次行政改革大綱の実施方針における3つのマネジメント「組織・人材のマネジメント」、「施設のマネジメント」、「部内マネジメント」に重点を置き、将来にわたる市の行政資源等の長期的な適正化に資する取組を推進するための実施計画です。また、行政改革推進プランについては、今後の社会情勢やその他行政を取り巻く諸要因の変化に対応して見直すことを可能とするため、前期と後期に分けて行政改革の推進を行います。

2020(R2)年度末の前期推進プランの終了に伴い、2021(R3)年度は前期推進プランの実績について効果検証を行い、その結果及び現状の市の課題、社会情勢等を勘案し、今回後期推進プランを策定しました。なお、計画期間については、第5次総合計画及び第6次行政改革大綱の期間と合わせ、2022(R4)年度から2025(R7)年度末までとし、引き続き行政改革推進に取り組んでいきます。

第6次豊明市行政改革大綱 資料2

- ①組織・人材のマネジメント 「ヒトの最適化」
- ②公共施設マネジメント 「モノの最適化」
- ③部内マネジメント 「カネの最適化」

実施計画

行政改革推進プラン

前期推進プラン
2017(H29)年度～2020(R2)年度
後期推進プラン
2022(R4年度)～2025(R7)年度
※2021(R3年度)は前期プラン実績に対する効果検証を実施

計画期間

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
第5次総合計画	[進捗状況]								
行政改革大綱	[進捗状況]								
推進プラン	前期				効果検証	後期			

民間活用(PPP/PFI)・DX を核としたウィズコロナ・アフターコロナにおける新しい行政運営(人材・施設・サービス)への抜本的改革

資料3-1, -2

①組織・人材のマネジメント

①ヒト

1. 民間活用事業推進室、民間活用事業推進審査委員会の設置

PPP/PFI手法導入に関して、全庁的な推進体制の構築及び審査体制の統一化により適切な外部有識者を含めた形での、民間活用事業導入推進を図ります。

■民間活用事業推進室：民間活用事業の検討・事業所管課への指示

■民間活用事業推進審査委員会：民間活用事業に関する審査機関

※事業実施に係る意思決定は引き続き行政改革推進本部にて行います。

2. 民間活用事業推進アドバイザーの活用

民間活用事業に専門知識を持った外部人材を活用し、多様化、複雑化するPPP事業などの事業全般に関する助言を基に、より効率的かつ適切な方法での民間活用事業導入を目指します。

②公共施設マネジメント(重点取組事項)

資料4-1

②モノ

公共施設等総合管理計画・個別施設計画等の改定・公共施設中期整備プランの策定・実行

2021(R3)年度に策定した「個別施設計画」を踏まえ、「公共施設等総合管理計画」の見直しを行います。なお、「個別施設計画」についても今後の状況や他計画との整合性をとりながら、適宜見直しを行っていきます。また、「公共施設適正配置計画」を基に今後10年間の施設ごとの大規模改修・長寿命化改修の基本方針を定めた「公共施設中期整備プラン」に基づき、3年ごとの「実施計画重点事業」へ計画的に計上していきます。

年度	R3	R4	R5	R6	R7
	2021	2022	2023	2024	2025
公共施設等総合管理計画	改訂		実施・適宜改訂		
個別施設計画	策定		実施・適宜改訂		
公共施設中期整備プラン	策定		実施計画への反映・実施		

資料4-2

資料5

③部内マネジメント

③カネ

1. 民間提案制度の活用

発案段階の事業や、行政評価事務事業等を対象に「民間提案制度」を新たに活用し、民間からの提案を広く受け、新たな民間活用事業の創出を目指します。

R4	R5	R6	R7
2022	2023	2024	2025
要領作成	試行	実施	

2. あらゆる資金の活用

国県補助、交付税措置のある有利な起債等については引き続き活用を推進し、PFI、PFSなど民間資金の活用についても積極的な検討を行うほか、市のPRを強化し、企業版ふるさと納税の活用による寄附収入など「稼ぐ自治体」を目指します。

市全体で統一・効果的な行政改革を行うための方向性

【2022(R4)年度～】PPP/PFI手法導入優先的検討による民間活用事業導入の推進 資料6

DX推進(重点取組事項)

DX推進施策を後期推進プランにおける横断的取組事項として位置づけ、デジタル技術を活用した新たな行政改革を目指します。資料7

横断的取組

①ヒト DX推進体制の構築

- デジタル人材の育成・配置
- 職員のDX推進参画意識の醸成
- DX推進ビジョンの明確化

①ヒト 行政手続きのオンライン化

- マイナンバーカードの普及・促進
- デジタル化・業務改革(BPR)の取組
- デジタル化三原則の実現

①ヒト ③カネ システムの標準化・共通化

- デジタル基盤の整備
- システム整備・管理の負担軽減

①ヒト ②モノ テレワークの推進

- 私的デバイスの活用(BYOD)の導入、多様な働き方の推進
- 業務継続計画(BCP)への対応
- 労働生産性の向上

②モノ ③カネ ペーパーレス化

- 電子決裁、文書管理システムの検討・導入
- 書類のデータ化による業務効率化

②モノ 庁内ネットワークの更新

- 内部ネットワークの無線化
- フレキシブルな業務環境の実現
- 災害時の業務体制の確保

①ヒト ②モノ 地域BWA制度の活用

- 公共施設での公衆無線Wi-Fiの提供
- 災害時の避難所等でのネット環境の提供
- 地域での利活用の検討

市全体で統一・効果的なDX推進を行うための指針

【2022(R4)年度～】DX推進基本方針に基づくデジタル技術活用の促進 資料8

第6次豊明市行政改革大綱 行政改革の基本指針 概要版

◆策定の趣旨◆

少子高齢化の進展に伴う財政状況の悪化が予測される中、第5次豊明市総合計画に掲げる「40のめざすまちの姿」の実現に向け、必要な改革を推進する。

新たな行政改革の必要性

- ・少子高齢化に伴う社会経済情勢の変化
- ・学校など老朽化した公共施設の一斉更新問題
- ・多様化する市民ニーズへの対応など



- ・これまでの行政の仕組みや組織の体制を柔軟に見直し、限られた財源の中で最大の効果を発揮
- ・職員一人ひとりが行政経営の視点をもって、施策や事業等の最適化を図り、持続可能な行政運営を推進するため、更なる行政改革に取り組んでいく必要がある。

本市を取り巻く環境及び課題

将来人口推計

2040(令和22)年には60,823人まで減少となり、生産年齢人口は、2015(平成27)年度と比べて約9,000人減少

現状の人口推計を踏まえた財政推計

生産年齢人口の減少に伴う市税収入の減少と高齢化に伴う扶助費等の増加により、投資的経費の確保が困難に基金は、投資的経費を現状と同規模の16億円確保による取り崩しで、2030(令和12)年度に枯渇

公共施設更新費用推計

今後40年間で約800億円の修繕・更新費が必要(年平均で約20億円となり、近年の施設整備実績額の約2.9倍の予算が必要)

【豊明市公共施設総合管理計画より】



行政経営の取組方針 (行政経営を推進する4つの視点と3つのマネジメント)

4つの視点

- ・目標達成のための成果を重視した視点
- ・行政資源の選択と集中の視点
- ・質の向上を目指した改善の視点
- ・多様な主体者との連携の視点

3つのマネジメント

- ・ヒトの最適化(組織マネジメント、人材マネジメント)
- ・モノの最適化(公共施設マネジメントの推進)
→ 重点取組事項
- ・カネの最適化(部内マネジメントの推進)



近い将来に到来する公共施設の一斉更新問題に対応するため、**公共施設マネジメント**を行政改革の重点取組項目として全庁的に取り組む。

行政改革の実施方針

現場起点の発想、成果の検証と改善の責任



PDCAサイクルを継続的に実施

組織・人材のマネジメント

- ・市民ニーズや社会情勢の変化に対応するため、指定管理、民間委託などの民間活力の活用を進め、効果的、効率的な組織機構の構築を図る
- ・職員一人ひとりが高い目標を持ち、課題解決に必要な能力の向上に努める

施設のマネジメント

- ・公共施設適正配置計画の策定を通じ、公共施設のあり方を検討し、将来を見据えた施設の適正配置と市有財産の有効活用を図る
- ・公共施設やインフラ施設を適切に保全し、長寿命化を図ることにより、ライフサイクルコストの縮減に努める

部内マネジメント

- ・行政評価を活用して事業の成果等を検証し、施策や事業の重点化を図り、事業の有効性や効率性を高めるための改善に努める
- ・行政の役割や責任を見極め、地域の住民力や民間のノウハウを積極的に活用し、サービスの向上を図る

行政改革の推進

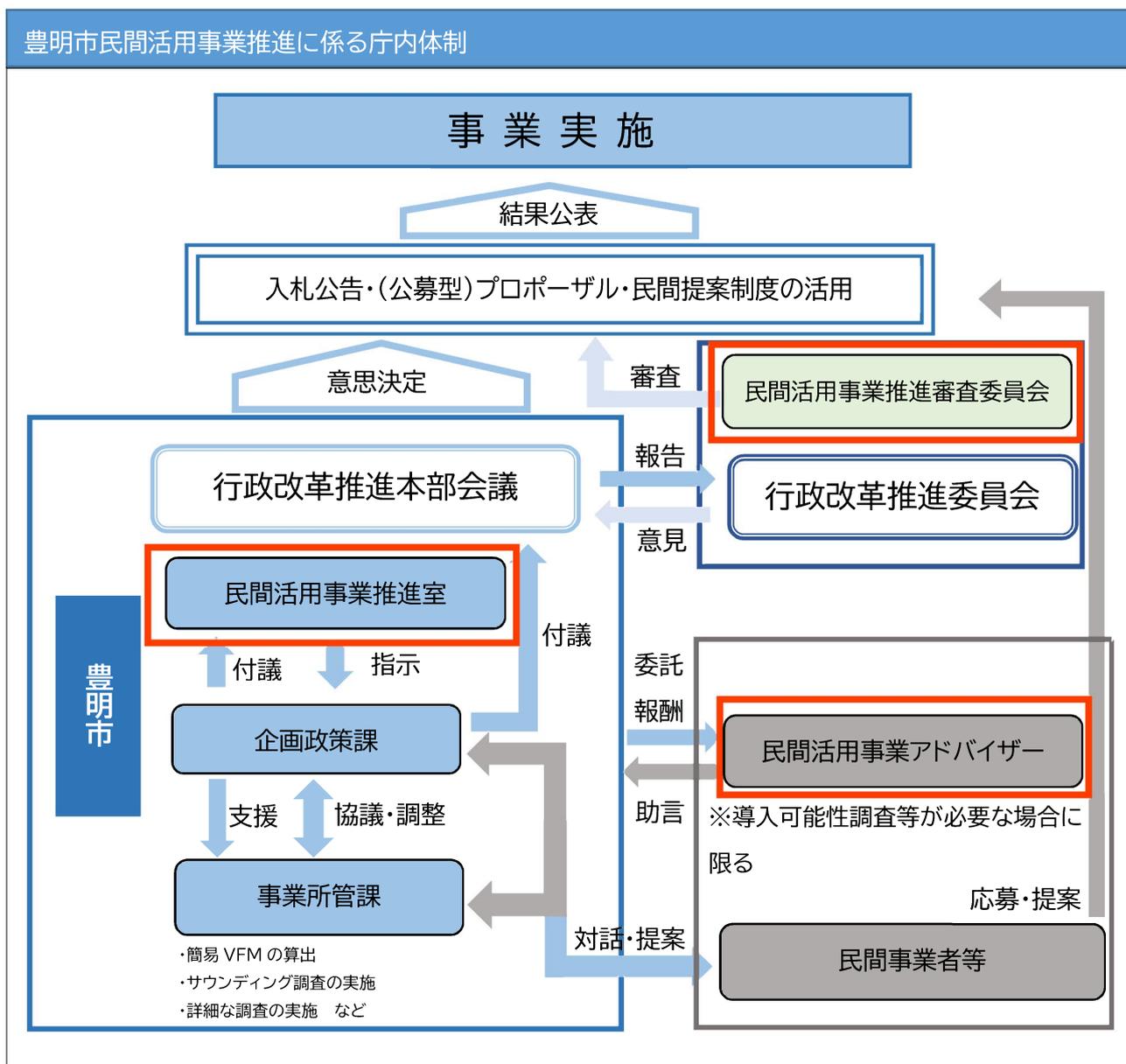
- ・第6次行政改革は、第5次総合計画の計画期間とあわせ、2017(平成29)年度から2025(令和7)年度までの9年間とする
- ・進行管理は、本大綱に基づき策定する行政改革推進プラン(前期及び後期推進プラン)に基づいて実施する。
- ・行政改革事業は、現場起点の発想に基づき、継続的なPDCAサイクルの中から改善の取り組みとして実施する

「1. 民間活用推進室、民間活用事業推進審査委員会の設置」について

民間活用事業を優先的に検討するにあたり、より効率的な検討の実施や、全庁的な推進体制の構築のため、内部で横断的に検討を実施する「民間活用事業推進室」及びPFI事業等の大規模な民間活用事業の審査を行う、事業について専門的知識を有する外部有識者等で構成する「民間活用事業推進審査委員会」を設置しました。

「2. 民間活用事業推進アドバイザーの活用」について

民間活用事業を推進していく中で、多様化、複雑化するPPP/PFI事業において検討段階においても専門的知見からの助言を受けることができるよう「民間活用事業推進アドバイザー」の活用についても推進体制の中に決めました。



PPP/PFIについて①

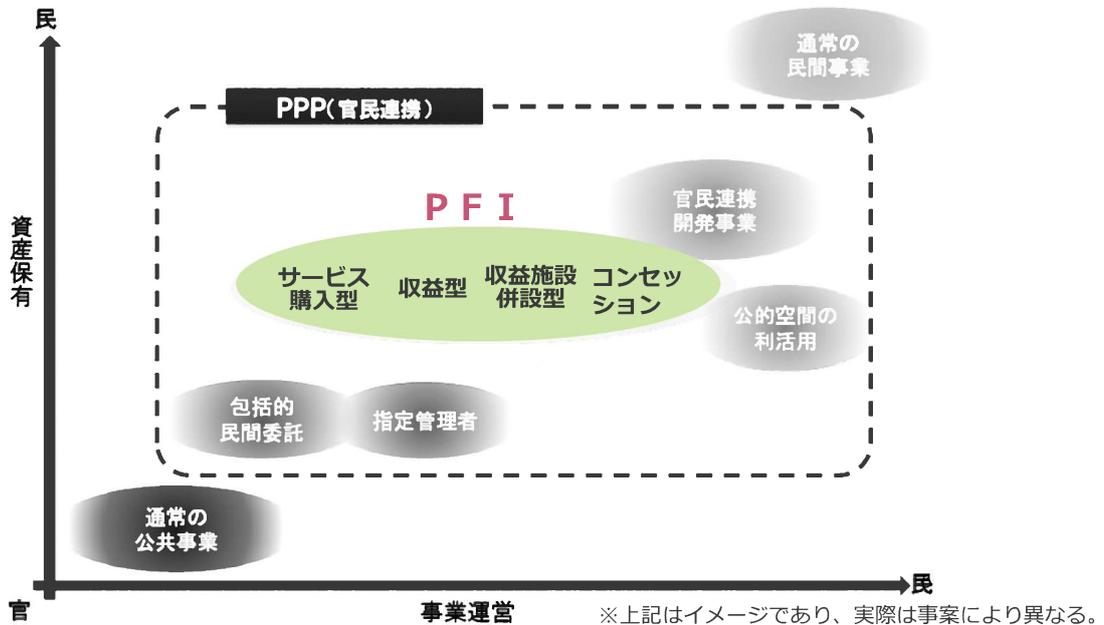
PPP/PFI推進の背景

- 我が国の現状
- 公共施設等の老朽化
 - 厳しい財政状況
 - 人口減少

適切な公共サービスの維持のためには、公共施設等の建替え・改修・修繕や運営に係るコストの効率化、広域管理、施設集約化等が必要であるが…

これらを実現する手段の一つとして**PPP/PFI**の活用が有効

▶現在、875事業でPFIが活用されている。



4

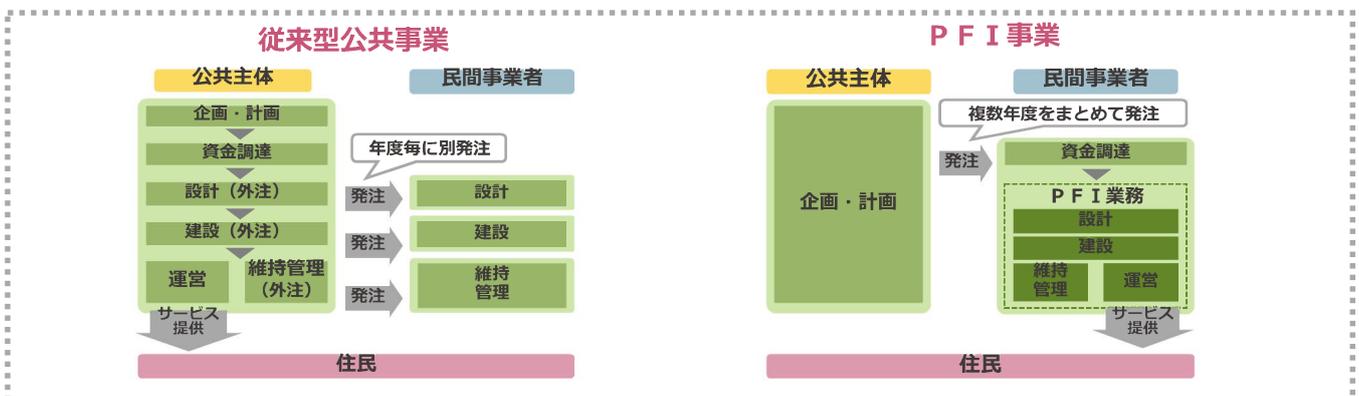
PPP/PFIについて②

PFIとは？ (根拠法：民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）)

①庁舎や公営住宅、学校、上下水道等の整備等にあたって、従来のように公共団体が設計・建設・運営等の方法を決め、バラバラに発注するのではなく、どのような設計・建設・運営を行えば最も効率的かについて、民間事業者に提案競争させ、最も優れた民間事業者を選定し、設計から運営までを行わせ、資金調達も自ら行ってもらう制度。(サービス購入型)

▶公共施設等が利用者から収入を得られるものである場合、より公共の負担が少なくなる可能性がある。(収益型)

■従来型公共事業とPFI事業の違い

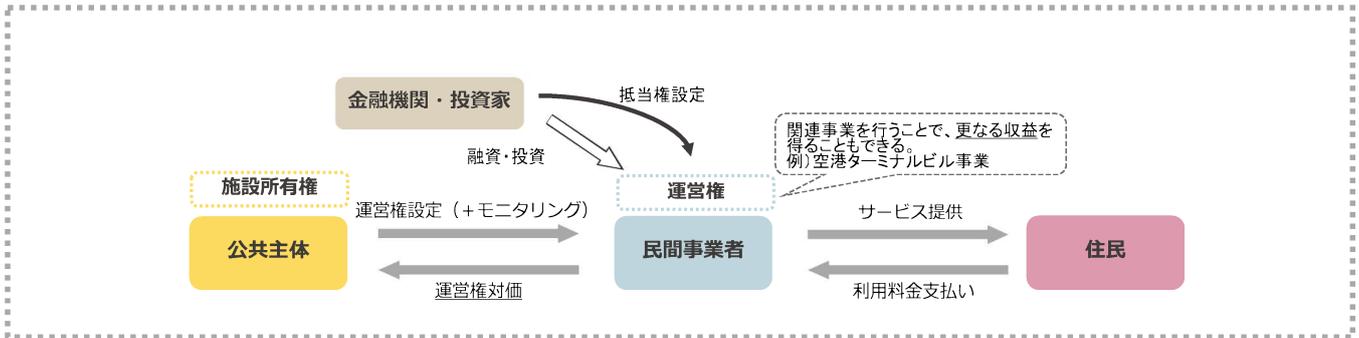


②民間事業者に、公共施設等の整備や運営だけでなく、オフィス・売店等の収益施設を併設させ営業させれば、より公共の負担が少なくなる可能性がある。(収益施設併設型)

● P F I とは？（コンセッションについて）

民間事業者に**公共施設等運営権**（公共が所有する公共施設等の運営を行い、当該施設の利用料金を自らの収入として収受する権利。コンセッションともいう。）を認めれば、**民間事業者が長期に安定して公共施設等の運営・維持管理を行うことが可能**となり、**より民間の創意工夫が発揮しやすくなる**。

■コンセッション事業スキームイメージ



● P P P とは？

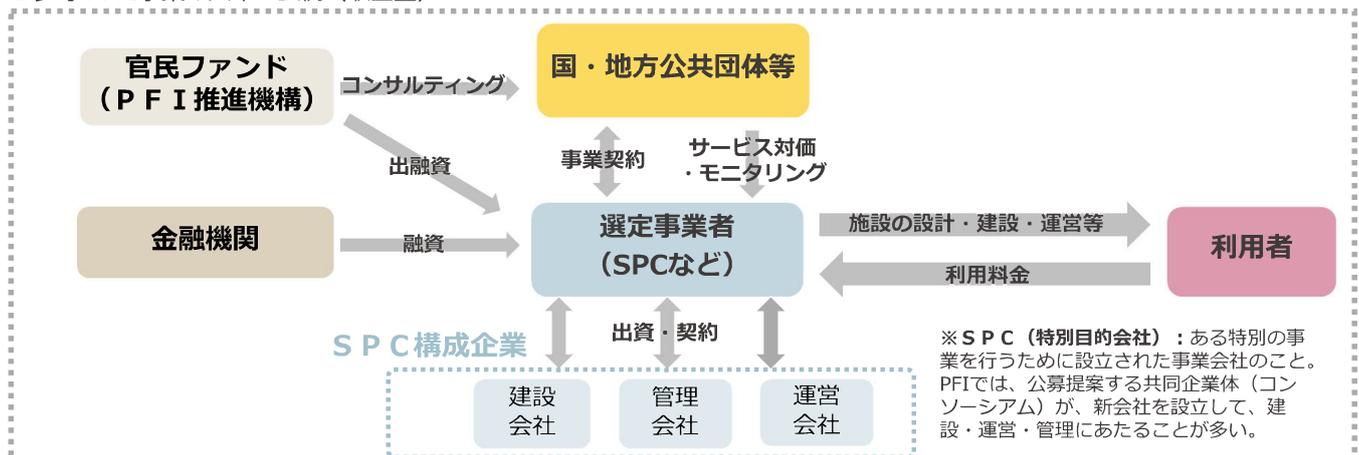
官民連携事業の総称であり、P F I 以外にも、**指定管理者等の制度**の導入、**包括的民間委託**、**民間事業者への公有地の貸し出し**などの手段がある。

6

PFIの効果

- 1 企画・計画段階から運営に至るまで民間のアイデアを最大限活用できる発注方式。特に地域企業のノウハウを生かすことで、市民が喜ぶ施設を建設・運営。▶ **地方創生**
- 2 設計から運営までの長期一括発注で経費削減効果。建設費等を長期に渡って延払い、収益施設の併設により節約も可能。▶ **財政健全化**
- 3 受注者である企業グループの構成企業は、長期の収益源の確保や新たなビジネス開拓が可能に。▶ **経済活性化**

■参考：PFI事業のスキーム例（収益型）



7

民間活用事業(PPP/PFI)の概要について

	設計・建設	維持管理・運営 ・ソフト事業	概 要	期待できる効果	具体的な例
公共事業	業務委託		個別業務を民間事業者に委託するもの。		施設の点検・修繕・改修委託 システム保守などの業務委託
公共と民間が連携し、民間のノウハウを活用して、行政サービスの向上や業務の効率化を目指す事業手法(Public-Private-Partnership)					
PPP事業		包括的民間委託	公共施設等の維持管理・運営段階における複数業務・複数年度の性能発注による業務委託。	一括発注のスケールメリットによる費用削減、業務仕様の統一化の効率化期待できる	窓口の総合民間委託 公共施設包括管理 など
	民間建設借上事業 (リース方式)		民間事業者が資金調達を行い、設計・建設した施設を、公共側が事業期間中、賃借して使用する方式。	建設費において公共側の直接負担がないため初期コストが低い	市役所庁舎借上事業
	ESCO方式		民間事業者が公共施設等の省エネルギー改修にかかる費用(建設費、金利、経費等)の全てを熱光熱費の削減分で賄う方式。	整備、改修に係る費用を光熱水費の削減分で賄うため、行政のイニシャルコストが平準化できる。また、省エネ達成分を報酬として支払うパフォーマンス契約をとることで利益の最大化を図れる	公共施設LED化事業 空調更新事業
		指定管理者制度	地方公共団体が公の施設の維持管理・運営等を管理者として指定した民間事業者に包括的に実施させる手法。	民間ノウハウを活用し、一層のサービス向上や管理経費の削減が期待できる	文化会館、福祉体育館などの指定管理
	DBO方式		行政が起債や国庫補助、一般財源負担して資金を調達し、民間事業者が公共施設等の設計・建設と、維持管理・運営等を包括して一括発注する方式。	施設の整備から運営までの包括的な発注により、運営を見越した効率的な施設整備が期待できる	ゴミ処理場の建設 庁舎・学校等の整備 給食センター施設の整備運営
公共と民間が連携し、民間の資金及びノウハウ(経営能力、技術的能力を含む)を活用して行う事業手法(Private-Finance-Initiative)					
PFI事業	サービス購入型		事業者が、自ら調達した資金により公共施設等の設計・建設・維持管理・運営等を行い、利用者にサービスを提供します。行政は、そのサービスの提供に対して対価を支払います。	事業者が設計・建築(+維持管理費(運営))の実施及び資金調達を行い、行政は後年度その費用を分割で支払うため、効率的な施設整備及、イニシャルコストの平準化や整備に係る事務負担軽減が期待できる。	庁舎・学校等の整備 給食センター施設の整備運営 学校施設の空調整備 市営住宅の整備
	混合(ジョイントベンチャー)型 (収益施設併設型)		行政と事業者の双方の資金を用いて公共施設等の設計・建設・維持管理・運営等を行い、PFI事業者が主として事業の運営を行う。	事業者が設計・建築(+維持管理費(運営))の実施及び資金調達を行う。また、建物の一部を借りて収益施設(商業施設等)を整備。行政はイニシャルコストの平準化等に加えて、収益施設の収入の一部(借地料)が還元されることで更にランニングコストの負担軽減になる。	公共施設(図書館、多目的ホール、自由提案(カフェ)など)+収益施設(商業施設、住宅、駐車場など)複合施設の整備
	独立採算型 (収益型)		事業者が、自ら調達した資金により公共施設等を設計・建設・維持管理・運営等を行う。	事業者が設計・建築(+維持管理費(運営))の実施及び資金調達を行い、利用者からの利用料金等の収入のみで事業コストを回収するため、行政の費用負担なく事業を実施でき、場合によっては収入も期待できる。	駐車場整備事業 発電事業等
		公共施設等運営事業 (コンセッション方式)	公共施設等の管理者等が所有権を有する公共施設等(利用料金を徴収するものに限る。)について、運営権を与えられた民間事業者が運営等を行い、利用料金を自らの収入として収受するもの。	民間事業者に運営権を与え、公共施設等の運営を利用料金収入による独立採算型で行うもの。行政のコストが不要となる。	下水道終末処理場運営事業 県体育館整備運営事業
民間事業	民 営 化		公共が経営していた施設・サービス等を完全に民間が行うこと。		保育園の民営化

PFIの事業類型

PFIには、事業に係る資金の回収方法等によって3つの事業形態に分類されます。

事業類型	概要
サービス購入型	<p>➤ PFI事業者が、自ら調達した資金により公共施設等の設計・建設・維持管理・運営等を行い、利用者にサービスを提供します。行政は、そのサービスの提供に対して対価を支払います。</p> <p>➤ PFI事業者は、行政からのサービス購入料の支払いをもって事業コストを回収します。</p> 
混合 (ジョイントベンチャー)型	<p>➤ 行政とPFI事業者の双方の資金を用いて公共施設等の設計・建設・維持管理・運営等を行い、PFI事業者が主として事業の運営を行います。</p> <p>➤ PFI事業者は、行政からのサービス購入料及び利用料金の収受により、事業コストを回収します。</p> 
独立採算型	<p>➤ PFI事業者が、自ら調達した資金により公共施設等を設計・建設・維持管理・運営等を行います。</p> <p>➤ 利用者からの利用料金の収受のみで事業コストを回収します。</p> 

PPP/PFI の手法ごとの官民間の契約形態、業務範囲、施設の所有者

PPP/PFI 手法ごとの官民間の契約形態、業務範囲、及び施設の所有者の傾向は以下のとおりです。

PPP/PFI 手法		官民間の契約形態	業務範囲				施設の所有者
			設計 (Design)	建設 (Build)	維持管理 (Maintenance)	運営 (Operate)	
運営等を行う方式 公共施設の設計、建設・改修、維持管理、	BT0	事業契約	民間	民間	民間	民間	公共
	B0T	事業契約	民間	民間	民間	民間	民間
	B00	事業契約	民間	民間	民間	民間	民間
	BT	事業契約	民間	民間	—	—	公共
	R0	事業契約	民間	民間	民間	民間	公共
	DB0	設計・建設は請負契約、維持管理・運営は事業契約	民間	民間	民間	民間	公共
	ESCO	事業契約	民間	民間	民間	民間	公共
公共施設の維持管理・運営等を行う方式	公共施設等運営権(コンセッション)	事業契約	—	—	民間※	民間	公共
	0	事業契約	—	—	民間	民間	公共
	民間建設借上	事業契約	民間	民間	公共/民間	公共	民間
	指定管理者制度	指定(行政処分)	—	—	民間	民間	公共
	包括的民間委託	業務委託	—	—	民間	民間	公共

※PFI 法上の「維持管理」とは、いわゆる新設又は施設管理等を全面的に除却し再整備するものを除く資本的支出又は修繕(いわゆる増築や大規模改修も含みます。)も含まれているため、既存施設(利用料金を徴収する施設に限る。)の改築については、公共施設等運営権方式も対象となります。

PPP/PFI の主な手法

(1) 公共施設等の設計・建設、改修、維持管理・運営等を伴う方式

ア PFI 手法

手法	概要	検討のポイント																
BTO 方式 (Build- Transfer- Operate)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 民間事業者が公共施設等を設計・建設し、施設完成直後に公共側に施設の所有権を移転し、民間事業者が維持管理・運営等を行う方式。 ➤ 業務範囲に、設計・建設、維持管理・運営等を含むことが一般的。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>設計</th> <th>建設</th> <th>維持管理・運営</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務範囲</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>契約形態</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">事業契約</td> </tr> <tr> <td>契約主体</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">特別目的会社 (SPC) が多い</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 対価は維持管理・運営期間に支払うことが一般的。 		設計	建設	維持管理・運営	業務範囲	○	○	○	契約形態	事業契約			契約主体	特別目的会社 (SPC) が多い			<ul style="list-style-type: none"> ■ サービス購入型の PFI 事業で広く採用されており、採用されている施設の種類は多岐に渡ります。 ■ 維持管理・運営期間中の民間事業者の業務範囲は、長期間の契約の対象とすることが適切か等の観点から検討・決定されます。
	設計	建設	維持管理・運営															
業務範囲	○	○	○															
契約形態	事業契約																	
契約主体	特別目的会社 (SPC) が多い																	
BOT 方式 (Build- Operate- Transfer)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 民間事業者が公共施設等を設計・建設し、維持管理・運営等を行い、事業終了後に公共側に施設の所有権を移転する方式。 ➤ 業務範囲と契約は BTO 方式と同様。 ➤ 対価は維持管理・運営期間に支払うことが一般的。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 民間事業者が利用料金収入を直接收受するなど民間事業者の裁量の余地が広い PFI 事業等で採用されています。 ■ 民間事業者が維持管理・運営期間中に公共施設等の所有権を有しているため、改修等を含め、維持管理・運営等の自由度が広がっています。 																

手法	概要	検討のポイント																
B00 方 (Build-Own-Operate)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 民間事業者が公共施設等を設計・建設し、維持管理運営等を行い、事業終了時点で施設等を解体・撤去等するなど公共側への施設の所有権移転がない方式 ➤ 業務範囲と契約は BTO 方式と同じ ➤ 対価は維持管理・運営期間に支払うことが一般的 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 維持管理・運営期間を施設の需要期間や耐用年数等に合わせることができ PFI 事業等で採用されています。 ■ 損傷や陳腐化等により一定のサイクルで更新すべき施設での活用が考えられます。 																
BT 方式 (Build-Transfer)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 民間事業者が公共施設等を設計・建設し、公共側に施設の所有権を移転する方式。 ➤ 業務範囲に、設計・建設を含むことが一般的。 <table border="1" data-bbox="422 940 1037 1209" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 20%;">設計</th> <th style="width: 20%;">建設</th> <th style="width: 40%;">維持管理・運営</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務範囲</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>契約形態</td> <td colspan="2">事業契約</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>契約主体</td> <td colspan="2">特別目的会社 (SPC) 又は民間企業グループ</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		設計	建設	維持管理・運営	業務範囲	○	○	×	契約形態	事業契約		—	契約主体	特別目的会社 (SPC) 又は民間企業グループ		—	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公共施設等の建設後、別の公共施設等とともに一括して、建設を行う民間事業者以外の者に維持管理・運営等を委託する PFI 事業等において採用されています。
	設計	建設	維持管理・運営															
業務範囲	○	○	×															
契約形態	事業契約		—															
契約主体	特別目的会社 (SPC) 又は民間企業グループ		—															
R0 方式 (Rehabilitate-Operate)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 既存の公共施設等の所有権を公共側が有したまま、民間事業者が施設を改修し、改修後に維持管理・運営等を行う方式。 ➤ 業務範囲と契約は BTO 方式と同じ。 ➤ 対価は維持管理・運営期間に支払うことが一般的。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 改修や大規模修繕が必要な既存施設について、改修等及び維持管理・運営を委託する PFI 事業等において採用されています。 																

イ PFI 以外の手法

手法	概要	検討のポイント																
<p>DBO 方式 (Design-Build-Operate)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 民間事業者が公共施設等の設計・建設の一括発注と、維持管理・運営等の一括発注を包括して発注する方式。 ➤ 業務範囲に、設計・建設、維持管理・運営等を含むことが一般的。 <table border="1" data-bbox="421 564 1038 835"> <thead> <tr> <th></th> <th>設計</th> <th>建設</th> <th>維持管理・運営</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務範囲</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>契約形態</td> <td colspan="2">工事請負契約</td> <td>事業契約</td> </tr> <tr> <td>契約主体</td> <td colspan="2">建設会社又は JV(設計会社と建設会社)</td> <td>特別目的会社 (SPC) が多い</td> </tr> </tbody> </table>		設計	建設	維持管理・運営	業務範囲	○	○	○	契約形態	工事請負契約		事業契約	契約主体	建設会社又は JV(設計会社と建設会社)		特別目的会社 (SPC) が多い	<ul style="list-style-type: none"> ■ 廃棄物処理施設の分野等を中心に、PFI 手法と並び採用されています。 ■ 資金調達や工事発注、所有は公共側が担うスキームです。
	設計	建設	維持管理・運営															
業務範囲	○	○	○															
契約形態	工事請負契約		事業契約															
契約主体	建設会社又は JV(設計会社と建設会社)		特別目的会社 (SPC) が多い															
<p>ESCO (Energy Service Company)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 民間事業者 (ESCO 事業者) が企画、設計、建設、維持管理・運営までを一括契約で行う方式。業務範囲・施設所有権の引渡しは BOT 方式・BOT 方式と同様。 ➤ 民間事業者が公共施設等の省エネルギー改修にかかる費用 (建設費、金利、経費等) の全てを光熱費の削減分で賄う。 ➤ 改修にかかる初期投資のみ公共側が行い、ESCO 事業者が光熱水費の削減分を報酬として支払う「自己資金型契約」と、ESCO 事業者が金融機関から融資・リースを受け、資金調達を行い、公共側が報酬として初期投資分を含む光熱水費の削減分を一定の割合で支払う「民間資金型契約」に分類される。 <table border="1" data-bbox="421 1594 1027 1812"> <thead> <tr> <th></th> <th>設計</th> <th>建設</th> <th>維持管理・運営</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務範囲</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>契約形態</td> <td colspan="3">事業契約</td> </tr> <tr> <td>契約主体</td> <td colspan="3">民間企業グループ</td> </tr> </tbody> </table>		設計	建設	維持管理・運営	業務範囲	○	○	○	契約形態	事業契約			契約主体	民間企業グループ			<ul style="list-style-type: none"> ■ 公共側が初期投資を行わない「民間資金型契約」が採用されることが多く、省エネ改修工事などに効果的な方式です。 ■ 省エネ効果の保証が含まれる契約形態 (パフォーマンス契約) をとることで、自治体の利益の最大化を図ることができます。 ■ 設計から建設、維持管理・運営の他に、ESCO 事業者が保証リスクを軽減するため、資金調達など自治体に有利となる対応策を検討して提案をすることも重要となっています。 ■ 庁舎や民間施設等を中心に導入が検討されています。
	設計	建設	維持管理・運営															
業務範囲	○	○	○															
契約形態	事業契約																	
契約主体	民間企業グループ																	

(2) 公共施設等の維持管理、運営等を行う方式

ア PFI 手法

手法	概要	検討のポイント
公共施設等運営権方式（コンセッション）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 利用料金を収受する公共施設等について、公共側が施設の所有権を有したまま、民間事業者が運営権を取得し、施設の維持管理、運営等を行う方式。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用料金を収受する施設等で、民間事業者による効率的な維持管理・運営が期待される事業において採用されています。 ■ 空港、水道、下水道、道路、文教施設、公営住宅が重点分野として取り組まれています。
0 方式（Operate）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 民間事業者が公共施設等の維持管理・運営等を長期契約等により一括発注や性能発注する方式。 	

イ PFI 以外の手法

手法	概要	検討のポイント
民間建設借上方式	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 民間事業者が資金調達を行い、設計・建設した施設を、公共側が事業期間中、賃借して使用する方式。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 建設費用において、公共側の直接負担が発生せず、新たな土地の取得も不要であるため、初期コストが低い点が特徴です。
指定管理者制度	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地方公共団体が公の施設の維持管理・運営等を管理者として指定した民間事業者に包括的に実施させる手法。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地方公共団体に限定され、対象施設は「公の施設」に限定されますが、広く採用されています。
包括的民間委託	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 公共施設等の維持管理・運営段階における複数業務・複数年度の性能発注による業務委託。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 維持管理・運営を長期間包括して性能発注により業務委託し最適な時期・方法で補修等を行うことにより、維持管理費等の削減が期待される施設(プラント等)で採用されています。

公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の策定促進

資料4-1

背景

- ・過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。
- ・人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
- ・市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要性がある。

各地方公共団体が、公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、「公共施設等総合管理計画」の策定が必要。さらに、同計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定めるため、「個別施設計画」の策定が必要。

公共施設等総合管理計画の策定（平成26年4月22日付け総務大臣通知により策定要請） ※平成26～28年度の3年間で策定

<公共施設等総合管理計画の内容>

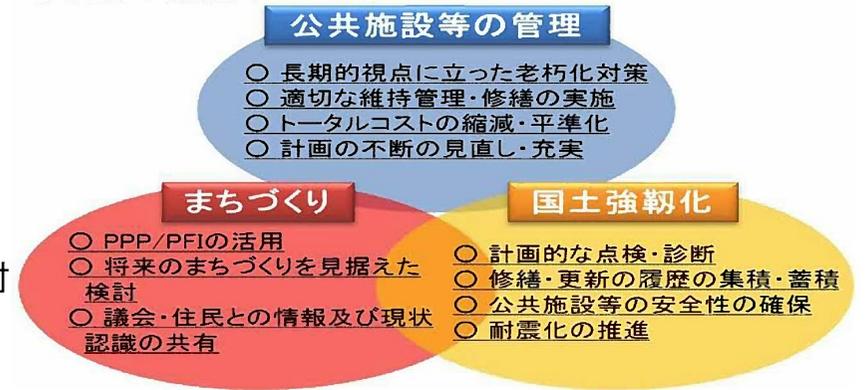
公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、所有施設等の現状や施設全体の管理に関する基本的な方針を定めるもの。

<公共施設等総合管理計画の策定状況>

令和3年3月末時点において、都道府県及び指定都市は全団体、市区町村においても99.9%の団体において策定が完了。

令和3年度までに、個別施設計画等を踏まえた見直しを行うもの。

【取組の推進イメージ】



個別施設計画の策定（「インフラ長寿命化基本計画」及び「公共施設等総合管理計画」を踏まえて策定） ※令和2年度までに策定

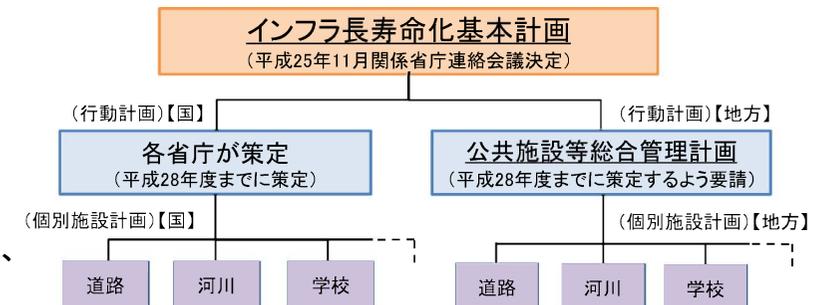
<個別施設計画の内容>

公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体の対応方針を定める計画として、点検・診断によって得られた個別施設の状態や維持管理・更新等に係る対策※の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期、対策費用を定めるもの。

※ 維持管理・更新等に係る対策

次回の点検、修繕・更新、更新の機会を捉えた機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等

【インフラ長寿命化計画の体系】



令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について (令和3年1月26日付け総務省自治財政局財務調査課長通知)

1 計画の見直しに当たっての基本的な考え方

総合管理計画については、平成26年度から平成28年度までに策定するよう要請してきたが、その後一定の期間が経過するとともに、国（各省）のインフラ長寿命化計画が令和2年度中に見直される予定であることも踏まえ、令和3年度中に総合管理計画の見直しを行うこと。

その際、総合管理計画の期間内であっても、また、全ての個別施設計画の策定が完了していないとしても、その時点で策定済の個別施設計画等を踏まえ、見直しを行うこと。

2 計画の見直しに当たって記載すべき事項

※以下の事項以外についても、各団体の判断により必要な事項を記載すること

1 必須事項

① 基本的事項

- ・計画策定年度及び改訂年度
- ・計画期間
- ・施設保有量
- ・現状や課題に関する基本認識
- ・過去に行った対策の実績
- ・施設保有量の推移
- ・有形固定資産減価償却率の推移

② 維持管理・更新等に係る経費（総合管理計画に記載済の場合であっても、策定済の個別施設計画等を踏まえ精緻化を図ること）

- ・現在の維持管理経費
- ・施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み
- ・長寿命化対策を反映した場合の見込み
- ・対策の効果額

※ 見込みについては、少なくとも10年程度の期間

③ 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

- ・公共施設等の管理（点検・診断、維持管理・更新、ユニバーサルデザイン化等）に係る方針
- ・全庁的な取組体制の構築やPDCAサイクルの推進等に係る方針

2 記載が望ましい事項

- ① 公共施設の数、延床面積等に関する数値目標
- ② 施設類型（道路、学校、病院等）ごとの管理に関する基本的な方針
- ③ 地方公会計（固定資産台帳）の活用の考え方
- ④ 保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針

3 団体の状況に応じて記載する事項

- ① 広域連携の取組
- ② 地方公共団体における各種計画、国管理施設との連携についての考え方

3 財政措置

令和3年度に限り、市町村における総合管理計画の見直しに係る経費（専門家の招へいに要する経費（旅費、報償費等）、計画の見直しに要する経費（委託料、印刷費等））について、特別交付税措置を講じることとしたこと（措置率0.5）。

「1.民間提案制度の活用」について

民間提案制度は、多様化・複雑化する行政課題に対応するため、広く民間事業者からの提案を募り、事業化していく制度です。提案があった事業者にインセンティブ(提案採用時の随意契約の保障、公募での加点など)を付与することで提案を行う民間事業者へのメリットも発生します。

民間提案制度には、PFI法6条に基づく民間提案とPFI法に基づかない民間提案があり二つの違いを整理すると、次のようになります。

【参考】PPP/PFI 事業民間提案推進マニュアル(内閣府)

<PFI法6条に基づく民間提案制度>	<PFI法に基づかない民間提案制度>
<p style="text-align: center; color: red;">PFI等の大規模な事業を想定</p> <p>➤ 民間事業者がPFI事業の実施方針案(特定事業の案、VFM評価、計画書等)を提案する。</p> <div style="text-align: center;"> <p>民間事業者が実施方針案を作成・提案</p> </div>	<p style="text-align: center; color: red;">その他ソフト事業や市有財産の活用などを想定</p> <p>➤ 事業リスト等で対象事業を限定(自由に提案を受け付けるフリー型も存在)し、民間事業者からアイデアレベルの提案を受け付け、事業化につなげる。</p> <div style="text-align: center;"> </div>
<p>➤ 提案に係る<u>民間の事務負担が大きい</u></p>	<p>➤ 提案に係る<u>小から中程度の民間の事務負担が発生</u></p>
<p>➤ <u>公共の事務負担軽減に効果大</u></p>	<p>➤ <u>公共の事務負担軽減に効果がある</u></p>
<p>➤ 対象事業をPFI事業で実施する際に明確化すべき、事業内容やリスク分担、費用等に関する事項について詳細な提案を得られることが期待できるため、当該事業を<u>PFI事業によって実施することが見込まれる場合に有効</u></p>	<p>➤ 募集する時期や内容の自由度が高く、PPP/PFI手法のどの事業方式が有効であるか等についても提案できるため、<u>事業方式が明確でない段階での対話において有効</u></p> <p>➤ 検討の進捗に応じて実施するタイミングや手法を選択することで、適切な時期に対話を行うことが可能</p>

③部内マネジメント

「2. あらゆる資金の活用」について

企業版ふるさと納税の2021(令和3)年度実績及び

2022(令和4)年度重点事業について

1. 実績について

多世代交流施設(共生交流プラザ)整備事業

◇寄附金額合計:46,100,000円(令和4年3月25日現在)

◇寄附の内訳:4社

- ・コーユーレンティア(株) 3,000,000円
- ・(株)スギ薬局 金額非公表
- ・(株)アイシン 金額非公表
- ・匿名 金額非公表

◇寄附企業のPR

市や共生交流プラザのウェブサイト及び共生交流プラザの寄附銘板の設置等で寄附企業のPRを実施

2. 今年度の重点事業

(1)対象事業

- ・共生交流プラザ充実整備運営事業(新規)__市民協働課
- ・新型コロナウイルス感染症対策(継続)__健康推進課

(2)事業のPR

- ・各種ウェブサイトでの周知
市の公式ウェブサイト、ふるさとチョイス、内閣府の地方創生企業版ふるさと納税ポータルサイトへの掲載
- ・事業者へのPR
寄附事業者への営業活動

株式会社スギ薬局様



コーユーレンティア株式会社様



本市の PPP/PFI 手法導入優先的検討に係るポイント

1. 検討開始時期

PFI 事業を検討する際や、各種公共施設及びその他ソフト事業に係る計画(個別施設計画、総合戦略など)の策定・改定、公共施設等の運営の見直しをした際などの適切な時期に優先的検討を開始します。

2. 検討の対象事業

(ア) 公共施設整備事業(建設、製造又は改修、運営、維持管理)

整備等の種類等	目安額
公共施設整備事業(建設、製造又は改修を含む)	事業費 1 億円以上
公共施設整備事業(運営、維持管理のみ)	事業費 3,000 万円以上

上記基準額を満たす事業のほか、「その他優先的検討を行うことが適切と判断した公共施設整備事業(建設、製造又は改修、運営、維持管理)」についても優先的検討の対象とします。

(イ) その他ソフト事業

その他の企画、市民に対するサービスの提供などについても、必要に応じて「3. 検討の方法」に記載の「サウンディング調査」の実施や「民間提案制度」を活用し、民間活力の活用や PPP/PFI 事業手法導入に係る検討を行います。

3. 検討の方法

優先的検討は以下の手順で実施します。

Step1: PPP/ PFI 手法導入適合性評価書の作成(事前検討)

Step2: 簡易な検討(簡易 VFM の算定、サウンディング調査、ソフト事業においては民間提案制度の実施など)

Step3: 詳細な検討(予算を伴う導入可能性調査等(PFI 事業等の大規模な事業のみを想定))

Step4: PPP/PFI 手法導入の可否の決定

4. PPP/PFI 手法導入推進体制

3. の検討においては、全庁的に適正な PPP/PFI 手法導入推進を行うため、引き続き企画政策課による支援に加え、新たに次の組織人材を設置及び活用していきます。

(ア) 民間活用事業推進室: 優先的検討対象事業の検討及び検討内容について事業所管課への指示・意見

【構成員】: 行政経営部長、企画政策課長、公共施設管理課長、財政課長、事業に関する関係課長

(イ) 民間活用事業推進審査委員会: PPP/PFI 手法導入に係る事項の審査及び事業者の選定

【構成員】: 10 名以内の市職員及び外部有識者(大学教授、事業プランナー、公認会計士など)

(ウ) 民間活用事業推進アドバイザー: 民間活用や事業全般に関する専門的な助言を実施

自治体 DX(Digital Transformation)

情報システム課

⇒ 自治体がデジタル技術を活用して住民に提供するサービスや業務フローなどを**変革**させること。

何故 DX を推進する必要があるのか？

① 労働人口減少に対応するための DX

労働人口減少：住民サービス対応
⇒DX による内部事務業務を効率化
⇒生み出した時間を住民サービス向上のための時間にシフト

② 民間サービスのデジタル化環境に合わせた自治体サービスの提供

【現状】 普段利用しているサービス環境
⇒（オンライン申請）デジタル
市役所で提供している住民サービス
⇒（紙の申請）アナログ

③ 急速なデジタル化

コロナ禍による急激なデジタル化
（テレワークや Web 会議等）
⇒ 急激なデジタル化の対応できる体制と職員のデジタル人材としての育成、IT リテラシーの向上が必要

④ 国主導の DX 推進

デジタル・ガバメント実行計画・デジタル庁の発足
⇒ 全国の自治体で DX が急速に進む計画に基づいた、DX 推進の必要性

【DX 具体例】

	取組/事業	DX 前	DX 後	効果等
実施済	テレワーク	市役所での就業が必須	場所に捉われない就業	柔軟な働き方
	Web 会議	会議場所までの移動必須	移動不要で会議開催・参加	移動コスト不要、場所を超えたコミュニケーション
実施予定 検討中	Wi-Fi 環境整備	公共施設での Wi-Fi 環境未整備	公共施設での Wi-Fi の提供	災害時等のネット環境の提供
	庁内無線化	自席以外ではアナログ	自席以外でのデジタル活用可能	ペーパーレス化、自席に縛られない働き方
	オンライン申請	申請に市役所に行く必要がある	オンラインで申請可能	24 時間申請、窓口対応不要
	コンビニ交付	証明発行に市役所に行く必要がある	コンビニで発行可能	待ち時間なし、窓口対応不要
	電子決裁	紙決裁、原本 1 部	電子決裁、同時確認可能	ペーパーレス化、場所を問わず確認可能
	情報システム標準化・共通化	各自治体が個別調達・整備・管理 各ベンダーが仕様作成・システム開発 仕様やデータ要件等が異なり、連携困難 制度改正に伴う改修にコストと時間がかかる	同一仕様、データ要件により連携が容易 クラウド上のシステムを自由に選択可能 制度改正への迅速な対応 公共サービスメッシュへの円滑な連携が可能な拡張性	住民の利便性向上 地方公共団体の行政運営の効率化

【デジタル化三原則】

デジタルファースト

⇒各種手続のオンライン原則の徹底

ワンスオンリー

⇒行政手続における添付書類の撤廃

コネクテッド・ワンストップ

⇒民間サービスとの連携を含めたワンストップ化の推進

（デジタル手続法第 2 条）

「豊明市デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進基本方針」は、国や愛知県の情報化に関する動向を踏まえながら、第5次豊明市総合計画」を上位計画として、デジタルの視点から導くべき方向を示します。

「デジタルでかなえる ゆたかなまち とよあけ」

をデジタル施策における“めざすまちの姿”とし、3つの基本方針を定めます。

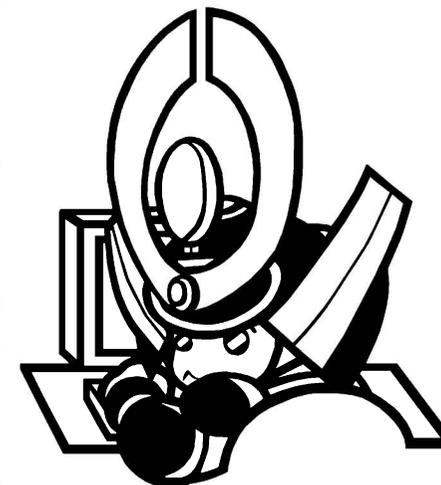
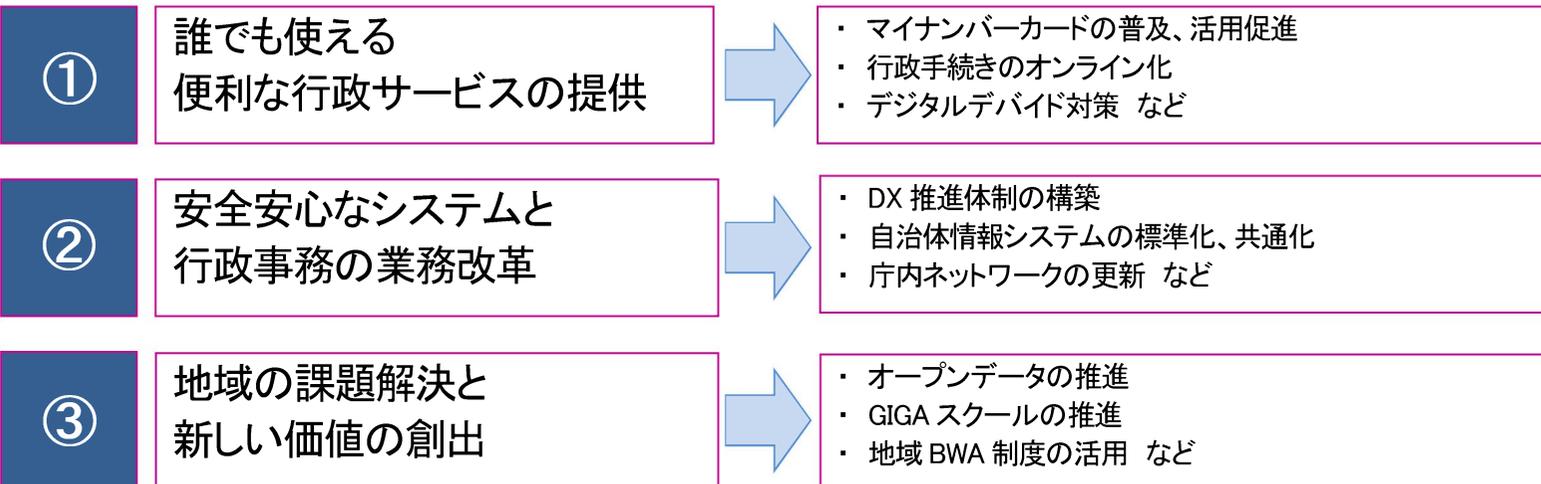
- 子供から高齢者まで年齢や性別などを問わず簡単で利便性が高い「①誰でも使える便利な行政サービスの提供」
- 行政システムやネットワークのセキュリティを確立しながら、デジタルによる行政事務の業務改革を行う「②安全安心なシステムと行政事務の業務改革」
- デジタルを利用することで、今まで解決できなかった「③地域の課題解決や新しい価値の創出」

めざすまちの姿

デジタルでかなえる ゆたかなまち とよあけ

3つの基本方針

取り組み例



○豊明市行政改革推進委員会設置条例

昭和60年5月25日

条例第13号

改正 平成16年3月26日条例第4号

平成22年3月25日条例第3号

平成25年3月28日条例第9号

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な市政の実現を推進するため、豊明市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、豊明市の行政改革の推進に関する重要事項を調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、市政について優れた識見を有する者のうちから市長が任命する。

(会長)

第4条 委員会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、会長の職務を代理する。

(委員)

第5条 委員の任期は3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、行政経営部企画政策課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和60年6月1日から施行する。

附 則（平成16年条例第4号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成22年条例第3号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第9号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

豊明市行政改革推進委員会の公開等に関する取扱要領

1 会議の公開

豊明市行政改革推進委員会（以下「推進委員会」という。）の会議は公開するものとする。ただし、会議の内容を公開することが適当でないとして、推進委員会が判断した場合は、公開しないことができる。

2 傍聴者の人数

傍聴者の人数は、会議の会場に応じて定める。

また、傍聴者は先着順とする。但し、定員を超えた場合は、市内在住、在勤、在学者を優先することとする。

3 会議の公開の周知

会議の開催日時、場所、傍聴者の人数は、「豊明市公式ウェブサイト」に掲載する。

4 傍聴の申し込み

会議の傍聴を希望する者は、事務局にその旨を申し込むものとする。

5 傍聴の遵守事項

- (1) 傍聴者は、私語や推進委員会に対する発言はできない。
- (2) 推進委員会が特に認めた場合を除き、会議の録音又は撮影はできない。
- (3) 会議の進行を妨げる行為が見受けられた場合、会長は、その者を退室させるとともに、次回以降の会議の傍聴を拒否することができる。

6 会議資料の取扱い

会議資料は、別に定めのある場合、又は支障があると認める場合を除き、傍聴者に貸与する。

7 議事録の作成及び公開

事務局は、会議の議事録を作成し、公開するものとする。この場合に、議事録は、出席委員の確認を受けるものとする。

8 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が推進委員会に諮って定める。

9 施行等

この要領は、平成29年2月3日から施行する。